

(提案1)

補欠の連携会員の選任の要望について

○提案内容

死亡により退任した船橋晴俊連携会員（第22-23期）について、後任者の選任を行うこととし、推薦を行う部を決定することとしたい。

(参考)

- 補欠の連携会員の選考手続について（平成21年10月1日第82回幹事会決定）（抄）
 - 1 退任する連携会員の専門分野に係る部は、幹事会に対して補欠の連携会員の選任を別紙様式1により要望することができる。
 - 2 幹事会は、前項の要望について審議し、必要があると認めるときは、補欠の連携会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
 - 3 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。

<別紙様式 1 >

要望書
(補欠連携会員候補者関係)

平成 27 年 8 月 28 日

日本学術会議会長 大西 隆 殿

第一部長 小森田 秋夫

死亡により退任した船橋晴俊連携会員の後任者の補充について、下記の理由により必要であるので、補欠の連携会員の選任を行うよう要望します。

記

船橋晴俊連携会員の死亡（平成 26 年 8 月 15 日）により、社会学分野の連携会員が不足し、社会学委員会及び東日本大震災の被害・影響構造と日本社会の再生の道を探る分科会において、十分な審議が困難になったため。

課題別委員会設置の在り方について（平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>課題別委員会の在り方について</u></p> <p><u>課題別委員会の在り方について</u>、日本学術会議内で共通認識を持つために、幹事会として整理した。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 課題別委員会の運営方針 <u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 設置期限</u> 設置の期限は、<u>3年以内（原則として期をまたがない）</u>とする。設置期限を越えて審議を行おうとする場合には、再度提案を行う。</p> <p><u>(2) 設置手続</u> 日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4</p>	<p><u>課題別委員会設置の在り方について</u></p> <p><u>課題別委員会設置の在り方について</u>、日本学術会議内で共通認識を持つために、幹事会として整理した。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 課題別委員会の運営方針 <u>(1) 設置数</u> <u>同時に存在する課題別委員会の数は概ね10程度とする。</u></p> <p><u>(2) 設置期限</u> 設置の期限は、<u>基本的に概ね1年間</u>とする。設置期限を越えて審議を行おうとする場合には、再度提案を行う。</p> <p><u>(3) 設置手続</u> 日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4</p>

日日本学術会議第1回幹事会決定) 第7条及び第11条による。なお、設置提案及び委員の選考等については、会長が必要と認める場合は、幹事会への議案提出前に、あらかじめ、科学と社会委員会課題別審議検討分科会の調整を経るよう求めることができるものとする。

(3) 委員の委嘱の手続

日本学術会議の運営に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)第12条第2項及び第3項による。

(4) 勧告等及び提言等の承認及び査読の手続

日本学術会議の運営に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)第2条並びに第3条第1項、第2項及び第4項による。

(5) その他

委員会等の設置に際しては、既存の委員会等との役割分担や整合性等について、提案者及び幹事会において十分な検討を行うものとする。

日日本学術会議第1回幹事会決定) 第7条による。なお、委員については副会長及び各部に推薦を依頼するとともに、設置提案及び委員の選考等については、幹事会への議案提出前に、あらかじめ、科学と社会委員会課題別審議検討分科会の調整を経るものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(提言及び報告の手続)</p> <p>第3条 部及び委員会又は分科会が提言及び報告(以下、「提言等」という)を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている<u>課題別委員会及び幹事会の附置委員会</u>については、<u>当該委員会での承認</u>に代えることができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第7条 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長 (2) 副会長 (3) 部長 (4) 常置又は臨時の委員会及び幹事会の附置委員会の委員長 (5) 発議者を含めた5人以上の会員 <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(提言及び報告の手続)</p> <p>第3条 部及び委員会又は分科会が提言及び報告(以下、「提言等」という)を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている<u>幹事会の附置委員会</u>については、<u>当該幹事会の附置委員会での承認</u>に代えることができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第7条 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長 (2) 副会長 (3) 部長 (4) 常置又は臨時の委員会の委員長 (5) 発議者を含めた5人以上の会員 <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p>

別表第3

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1～3 (略)

4 課題の内容

(1)～(2) (略)

(3) 日本学術会議の過去(又は現在)の関連する検討や報告等の有無(※有の場合、それを受けて提案する委員会でどのような審議をするか)

(4)～(5) (略)

別表第3

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1～3 (略)

4 課題の内容

(1)～(2) (略)

(3) 日本学術会議が過去(又は現在) 行った関連する報告等の有無(※有の場合、それを受けて提案する委員会でどのような審議をするか)

(4)～(5) (略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

(参考)

- 課題別委員会の設置及び報告に係る指針について(平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定)(抄)

課題別委員会の設置及び報告の取扱いについては、他の内規等に定めるもののほか、次の指針に従って進める。

1. 設置の提案

設置の提案に当たり、提案者は次の事項を整理するものとする(A4版3枚程度とし、その他の必要な資料等は添付する)。

(1) 課題の内容

① 課題の概要

② 審議の必要性

- ・報告は主として誰を対象とし、どのように活用されることを想定するか
- ・課題につき、達成すべき結果、もたらすべき成果は何か 等

③ 課題に関連し、日本学術会議が過去（又は現在）に行っている検討や報告等があるか。ある場合、それとの整合性

④ 課題に関連し、政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーが出した報告、方針等があるか。ある場合、それとの関係

⑤ 各府省等からの審議要請があるか

(2) (略)

委員会及び分科会等に係る特任連携会員の選考の在り方について（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(委員会、分科会等への審議参画のための選考要件)</p> <p>第2 委員会及び分科会等の審議に参画する特任連携会員の選考要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 委員構成に占める割合</p> <p>分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等(国際対応分科会等を除く。)の特任連携会員数は、それぞれ、1名(特段の事情のある場合には、2名)を超えないこととする。</p> <p>機能別委員会に置かれる分科会等(分野別委員会に置かれる国際対応分科会等と兼ねているものを除く。)並びに課題別委員会、幹事会の附置委員会及びこれらの委員会に置かれる分科会等の場合には、特任連携会員数は特段の事情のある場合を除き、それぞれ、委員数の2分の1を超えないこととする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(委員会、分科会等への審議参画のための選考要件)</p> <p>第2 委員会及び分科会等の審議に参画する特任連携会員の選考要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 委員構成に占める割合</p> <p>分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等(国際対応分科会等を除く。)の特任連携会員数は、それぞれ、1名(特段の事情のある場合には、2名)を超えないこととする。</p> <p>機能別委員会に置かれる分科会等(分野別委員会に置かれる国際対応分科会等と兼ねているものを除く。)並びに臨時の委員会(課題別委員会、幹事会附置の委員会)及び同委員会に置かれる分科会等の場合には、特任連携会員数は特段の事情のある場合を除き、それぞれ、委員数の2分の1を超えないこととする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p>

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

科学と社会委員会運営要綱（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(分科会)				(分科会)			
第 2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。				第 2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。			
分科会等	調査審議事項	構成	備考	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
課題別審議等査読分科会	勸告、要望及び声明並びに <u>課題別委員会</u> （ <u>大学教育の分野別質保証委員会を除く</u> ）及び幹事会附置委員会が作成する提言及び報告の草案の査読に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び各部 1 名並びに連携会員若干名		課題別審議等査読分科会	勸告、要望及び声明並びに <u>課題別委員会</u> 及び <u>幹事会附置委員会</u> （ <u>大学教育の分野別質保証委員会を除く</u> ）が作成する提言及び報告の草案の査読に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び各部 1 名並びに連携会員若干名	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			

附 則

この決定は、決定の日からする。

(提案3)

科学研究の健全性の向上に関する検討委員会運営要綱（平成25年7月26日日本学術会議第176回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>科学研究の健全性の向上に関する検討委員会<u>設置要綱</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(略)</p>	<p>科学研究の健全性の向上に関する検討委員会<u>運営要綱</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

科学者に関する国際人権問題委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>科学者に関する国際人権問題委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、科学者に関する国際人権問題委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>科学者に関する国際人権問題委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 科学者に関する国際人権問題委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

東日本大震災復興支援委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>東日本大震災復興支援委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、東日本大震災復興支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>東日本大震災復興支援委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 東日本大震災復興支援委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

東日本大震災に係る学術調査検討委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>東日本大震災に係る学術調査検討委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、東日本大震災に係る学術調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>東日本大震災に係る学術調査検討委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 東日本大震災に係る学術調査検討委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

原子力利用の将来像についての検討委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>原子力利用の将来像についての検討委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、原子力利用の将来像についての検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>原子力利用の将来像についての検討委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 原子力利用の将来像についての検討委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

大学教育の分野別質保証委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>大学教育の分野別質保証委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、大学教育の分野別質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>大学教育の分野別質保証委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 大学教育の分野別質保証委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

フューチャー・アースの推進に関する委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>フューチャー・アースの推進に関する委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、フューチャー・アースの推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>フューチャー・アースの推進に関する委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 フューチャー・アースの推進に関する委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会運営要綱（平成26年10月3日日本学術会議第203回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会運営要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1 学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会運営要綱（平成27年2月27日日本学術会議第209回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会運営要綱（平成27年6月19日日本学術会議第214回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

防災減災・災害復興に関する学術連携委員会運営要綱（平成27年7月24日日本学術会議第216回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>防災減災・災害復興に関する学術連携委員会<u>設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 <u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、防災減災・災害復興に関する学術連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（略）</p>	<p>防災減災・災害復興に関する学術連携委員会<u>運営要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1 防災減災・災害復興に関する学術連携委員会（以下「委員会」という。）は、<u>日本学術会議会則第16条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

(提案4)

分野別委員会運営要綱(平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前					
別表第1					別表第1					
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	社会学委員会フューチャー・ソシオロジー分科会	1. 多数の関係学協会との連携・協働の下、理論・実証・政策の三視座から「フューチャー・ソシオロジー」を構想し、その成果をシンポジウムにて開示するための事項 2. 研究者個々の能力強化のために、ワークショップやトレーニングセッションなど、ニーズに合わせた事業の提案と実施に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員			社会学委員会社会学コンソーシアム分科会	1. 社会学系コンソーシアムとのパートナーシップのあり方についての検討 2. 国内の社会学諸学術団体の有機的な関係構築についての検討 3. 日本の社会学の国際化推進のための方策についての検討に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	経営学委員会・総合工学委員会合同サービス学分科会	(略)	(略)	(略)		経営学委員会・総合工学委員会合同サービス学分科会	(略)	(略)	(略)	(略)
	経営学委員会・総合工学委員会合同サービス学分科会サービス学の参照基準策定小委員会	総合工学委員会に記載	総合工学委員会に記載	設置期間: 平成27年8月28日～平成29年9月30日		(新規設置)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	基礎生物学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同生物リズム分科会	1. 生物リズム研究に関する学術事項 2. 生物リズム・睡眠研究成果の社会還元と国民の健康増進に関わる事項に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員			(新規設置)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

農学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会	名古屋議定書の批准に向けて農学分野における問題点等の検討	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成27年8月28日～平成29年9月30日
食料科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会	農学委員会に記載	農学委員会に記載	設置期間: 平成27年8月28日～平成29年9月30日
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同生物リズム分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	
臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同生物リズム分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	経営学委員会・総合工学委員会合同サービス学分科会	(略)	(略)	
	経営学委員会・総合工学委員会合同サービス学分科会サービス学の参照基準策定小委員会	1. サービス学における教育課程編成上の参照基準の検討 2. サービス学に関する教育・学修方法の調査に係る審議に関すること	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	設置期間: 平成27年8月28日～平成29年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

農学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
食料科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	経営学委員会・総合工学委員会合同サービス学分科会	(略)	(略)	
	新規設置			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名： フューチャー・ソシオロジー分科会

1	所属委員会名	社会学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会では、これまで、そのミッションとして、社会学の国際化の推進と、「社会学系コンソーシアム」（日本学術会議協力学術研究団体）とのパートナーシップの下での学協会間の相互連携の強化事業を行ってきた。</p> <p>今後は、本事業活動を一層強化促進することを目的として、社会学・社会福祉学領域における新たな学問構想として「フューチャー・ソシオロジー」を立ち上げる。フューチャー・ソシオロジー事業では、理論、実証、政策の三視座から、社会学の未来像である「国際化を実現した社会学」を構想する。この事業は、関連学協会との有機的連携に組織的基礎をおく。また、日本学術会議が現在推進する Future Earth 事業と連動する。</p> <p>フューチャー・ソシオロジー構想の下で、広く社会に向けた啓発発信事業及び研究者個々のレベルに照準を合わせた国際的対応力養成事業を提案し遂行する。</p>
4	審議事項	<p><u>1. 多数の関係学協会との連携・協働の下、理論・実証・政策の三視座から「フューチャー・ソシオロジー」を構想し、その成果をシンポジウムにて開示するための審議</u></p> <p><u>2. 研究者個々の能力強化のために、ワークショップやトレーニングセッションなど、ニーズに合わせた事業の提案と実施についての審議</u></p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常 設</p>
6	備考	<p>※名称及び審議事項の変更</p> <p>(平成26年(2014年)7月に開催された社会学領域の世界最大規模の国際学会である世界社会学会議 (ISA) の大会での議論を踏まえ、当分科会は、今後、さらなる国際化と学協会間連携の推進をはかるべく、新たな行動計画の策定に向けた審議を行っていく予定であることから、今後の活動実態に合った名称と審議事項に変更する必要があるため。)</p>

基礎生物学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同分科会の設置について

分科会等名： 生物リズム分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 基礎医学委員会 臨床医学委員会
2	委員の構成	10名の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>生命は様々なリズムを示す。その周期も秒から年に至るまで多様であるが、いずれも顕著な繰り返しが見られることが研究者の興味を惹いてきた。これらの、リズムの解明には時間の流れに従っておこる生命現象の解明（例えば発生現象）とは異なった戦略を必要とする。本分科会では、地球の一日や一年の周期性に対応した振動現象や、繰り返しが生命活動自体に起因するリズムなど、多様なリズム研究者がその本質について議論し、今後の協力体制を議論し、数理、物理、化学、工学などとの連携を検討する。</p> <p>一方、現代社会では、生物固有の周期性を無視した24時間社会、不規則化あるいは夜型化が進んでおり、慢性的な睡眠障害や心身の不調が、生活習慣病をはじめとする疾病の誘因となるだけでなく、産業界にも損失をもたらしている。生物時計機構の研究は、わが国が世界をけん引する優れた成果を上げている領域あり生物学、医歯薬学、農林水産学、のみならず、数学、情報学などの広範な領域を含む総合科学であり、社会の諸問題にも関連している。ヒトを含めた生物と環境との関わりを検討し、その成果を社会に役立てることを目的とし、分科会を設置するものである。</p>
4	審議事項	<p>(1)生物リズム研究に関する学術事項</p> <p>(2)生物リズム・睡眠研究成果の社会還元と国民の健康増進に関わる事項に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 平成 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常 設</p>
6	備考	※新規設置

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：農学分野における名古屋議定書関連検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印をつける)	○農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	農学分野は、遺伝資源の直接的研究利用に留まらず、交配、増殖、改変、成分抽出などにより多様な派生物を扱っている。また、農業、食品産業等への応用も重要な出口となっている。現在関係各省庁において批准に向けて国内措置等が検討されているが、このような視点からの議論はこれまで十分でない。また、農学分野が関わっている既存の食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）との関係についても十分検討する必要がある。このため、国内措置等に関する農学分野としての問題点、対応策等について検討するため、本分科会を設置する。
4	審議事項	名古屋議定書の批准に向けて農学分野における問題点等の検討
5	設置期間	時限設置 平成27年8月28日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置

経営学委員会・総合工学委員会合同サービス学分科会小委員会の設置について

小委員会等名： サービス学の参照基準策定小委員会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○ 総合工学委員会 経営学委員会						
2	委員の構成	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者						
3	設置目的	<p>従来、経済学や経営学の対象であったサービスあるいはサービス活動について、行動科学、心理学、工学など諸領域からの取り組みが活発化している。一方、サービス産業関連の教育機関が増加しているにも拘わらず、サービスに関する学問の体系化は不十分である。</p> <p>サービス学分科会はサービスに関する学術的取り組みの方向性を明確に示し、総合領域としての研究推進方法を検討することで設置されている。その活動の一つとして「サービス学の参照基準」を策定し、サービス学の内容の明確化を目的に、本小委員会を設置する。</p>						
4	審議事項	<p>1. サービス学における教育課程編成上の参照基準の検討</p> <p>2. サービス学に関する教育・学修方法の調査</p>						
5	設置期間	<table border="1"> <tr> <td>時限設置</td> <td>平成27年8月28日</td> <td>～平成29年9月30日</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	時限設置	平成27年8月28日	～平成29年9月30日	常設		
時限設置	平成27年8月28日	～平成29年9月30日						
常設								
6	備考	※新規設置						

【分野別委員会】

○委員の決定（新規2件）

（基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同 発生生物学分科会）

氏名	所属・職名	備考
岸本 健雄	お茶の水女子大学客員教授、東京工業大学名誉教授	第二部会員
近藤 孝男	名古屋大学大学院理学研究科特任教授	第二部会員
浅島 誠	独立行政法人日本学術振興会理事	連携会員
上野 直人	大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所教授	連携会員
桑 昭苑	東京工業大学大学院生命理工学研究科教授	連携会員
近藤 寿人	京都産業大学総合生命科学部客員教授	連携会員
相賀裕美子	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所教授	連携会員
佐藤 矩行	沖縄科学技術大学院大学教授	連携会員
杉本亜砂子	東北大学大学院生命科学研究所教授	連携会員
武田 洋幸	東京大学大学院理学系研究科教授	連携会員
長濱 嘉孝	愛媛大学社会連携推進機構教授	連携会員
町田千代子	中部大学応用生物学部教授	連携会員

（基礎生物学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 生物リズム分科会）

氏名	所属・職名	備考
近藤 孝男	名古屋大学大学院理学研究科特任教授	第二部会員
本間 さと	北海道大学大学院医学研究科時間医学講座特任教授	第二部会員
上田 泰己	東京大学大学院医学系研究科機能生物学専攻教授	連携会員
上田 昌宏	大阪大学大学院理学研究科生物科学専攻教授	連携会員
大川 匡子	公益財団法人精神・神経科学振興財団理事、医療法人社団絹和会睡眠総合ケアクリニック代々木理事	連携会員
尾崎 紀夫	名古屋大学大学院医学系研究科精神医学・親と子ども心療学分野教授	連携会員
影山龍一郎	京都大学ウイルス研究所教授	連携会員
内匠 透	国立研究開発法人理化学研究所脳科学総合研究センター精神生物学研究チームチームリーダー	連携会員
沼田 英治	京都大学大学院理学研究科生物科学専攻教授	連携会員
本間 研一	北海道大学大学院医学研究科特任教授	連携会員

○委員の決定（追加1件）

（基礎生物学委員会・統合生物学委員会・地球惑星科学委員会合同 自然史・古生物学分科会）

氏名	所属・職名	備考
鷺谷いづみ	中央大学工学部人間総合理工学科教授	連携会員

【小委員会】

○委員の決定（新規４件）

（地域研究委員会 地域情報分科会 地域の知小委員会）

氏名	所属・職名	備考
浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科教授	連携会員
貴志 俊彦	京都大学地域研究統合情報センター教授	連携会員
小口 高	東京大学空間情報科学研究センター教授	連携会員
矢野 桂司	立命館大学文学部人文学科教授	連携会員

（総合工学委員会 エネルギーと科学技術に関する分科会 地球温暖化対応の視点からのエネルギー対策・政策検討小委員会）

氏名	所属・職名	備考
秋葉 澄伯	鹿児島大学大学院歯学総合研究科疫学・予防医学教授	第二部会員
鈴置 保雄	名古屋大学副総長・大学院工学研究科電子情報システム専攻教授	第三部会員
秋元 圭吾	公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループグループリーダー主席研究員	連携会員
江守 正多	国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室室長	連携会員
近藤 駿介	原子力発電環境整備機構理事長	連携会員
山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長、東京大学名誉教授	連携会員

（総合工学委員会・電気電子工学委員会合同 I F A C分科会自動制御の多分野応用小委員会）

氏名	所属・職名	備考
浅間 一	東京大学大学院工学系研究科教授	連携会員
池田 雅夫	大阪大学副学長	連携会員
内田 健康	早稲田大学先進理工学部教授	連携会員
原 辰次	東京大学大学院情報理工学系研究科教授	連携会員
水野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科人間支援・生産科学部門教授	連携会員

(総合工学委員会・電気電子工学委員会合同 IFAC 分科会 IFAC 世界大会準備小委員会)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
高橋 桂子	国立研究開発法人海洋研究開発機構地球情報基盤センター長	第三部会員
浅間 一	東京大学大学院工学系研究科教授	連携会員
内田 健康	早稲田大学先進理工学部教授	連携会員
野口 伸	北海道大学大学院農学研究科教授	連携会員
野波 健蔵	千葉大学大学院工学研究科教授	連携会員
橋本 康	愛媛大学名誉教授	連携会員
早川 義一	名古屋大学大学院工学研究科教授	連携会員
原 辰次	東京大学大学院情報理工学系研究科教授	連携会員
水野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科教授	連携会員

若手アカデミー分科会の設置について（案）

○今回、設置する分科会一覧

分科会名	調査審議事項	構成	備考
若手による学術の 未来検討分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術への期待と課題（若手から／若手へ） 2. 研究者の理想像、ライフ・ワーク・バランス 3. 学術における人文社会科学 4. 若手から見た他分野との「学術融合」の可能性と課題 	20名以内の会員又は連携会員	
若手科学者ネットワーク分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 若手科学者ネットワークの運営に関する事項 2. 若手科学者の意見収集と問題提起に関する事項 	20名以内の会員又は連携会員	
イノベーションに向けた社会連携分科会	広報と交流を通じた社会連携を進める中から、科学技術イノベーションにおける学術と社会の関係についての課題	20名以内の会員又は連携会員	
国際分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の学術が地球社会において果たすべき役割と、そのあるべき役割に照らした国内での活動指針に関すること 2. 若手アカデミーの国際的活動の推進および若手アカデミーにおける国際的活動関連の連絡調整に関すること 3. その他、若手アカデミーの国際的活動に関すること 	20名以内の会員又は連携会員	

※設置済の分科会：運営分科会（若手アカデミー運営要綱第5）

若手アカデミー分科会の設置について

分科会等名： 若手による学術の未来検討分科会

1	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
2	設置目的	若手アカデミーの前身である若手アカデミー委員会の下に時限設置（平成24年3月16日～平成26年9月30日）された「学術の未来検討分科会」で抽出された問題意識、及びその下で行われた調査結果と分析を引き継ぎ、若手研究者の視点からの学術に対する期待とその課題を解決する方策を検討する。
3	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術への期待と課題（若手から／若手へ） 2. 研究者の理想像、ライフ・ワーク・バランス 3. 学術における人文社会科学 4. 若手から見た他分野との「学術融合」の可能性と課題
4	設置期間	時限設置 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
		常 設
5	備考	※新規設置

若手アカデミー分科会の設置について

分科会等名： 若手科学者ネットワーク分科会

1	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
2	設置目的	<p>若手アカデミーは、広く内外の若手科学者との連携を図ることが重要な役割である。この若手アカデミーの目的のため、国内の若手科学者のネットワークを形成・維持することは必須である。また、そうしたネットワークを通じてこそ、若手科学者の意見収集と問題提起をすることができる。</p> <p>こうした観点から、各種学協会との連絡窓口とし、相互の意見交換に関する事項等を審議するために、若手アカデミーに所属する委員によって構成される本分科会を設置したい。</p>
3	審議事項	<p>1. 若手科学者ネットワークの運営に関する事項</p> <p>2. 若手科学者の意見収集と問題提起に関する事項</p>
4	設置期間	<p>時限設置 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
5	備考	※新規設置

若手アカデミー分科会の設置について

分科会等名： イノベーションに向けた社会連携分科会

1	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
2	設置目的	科学技術イノベーションをめぐる大変革時代が到来する中、学術が目指すべき姿は、社会との連携を深めながら、広い視野に立って検討することが求められる。そこで、多様な学術分野の若手科学者から構成される若手アカデミーの下に分科会を設置し、ウェブサイトや出版を通じた社会への広報活動と、地方を含めた我が国全体の学術・行政・産業・NPOなどの関係者との交流活動を通じて、若手科学者による社会連携を推進するとともに、社会連携のあり方や科学技術イノベーションの社会実装など、学術と社会の関係について検討を行う。
3	審議事項	広報と交流を通じた社会連携を進める中から、科学技術イノベーションにおける学術と社会の関係についての課題
4	設置期間	時限設置 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 常 設
5	備考	※新規設置

若手アカデミー分科会の設置について

分科会等名： 国際分科会

1	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
2	設置目的	<p>地球社会において、日本の学術はどのような役割を果たすべきか。また他国における学術の状況と比較してわが国の学術をどのように進めていくべきか。これらを、今後20年以上にわたってわが国の学術を牽引すべき若手科学者の立場から考え、また世界各国に次々設立されている若手研究者を主たる構成員とする学術組織である若手アカデミーとの連携によって実践していくために、本分科会を設置する。</p> <p>本分科会では、既に関係の深い国際的若手学術組織であるグローバルヤングアカデミーへの参画を通じ、他国の若手アカデミーとの交流を深め、また我が国との交流連携を深めるための催しを考案開催する。分科会は世界規模の問題を解決するために行動し、この目的のため、他国のアカデミーと共同して国際的発信を行う。</p>
3	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の学術が地球社会において果たすべき役割と、そのあるべき役割に照らした国内での活動指針に関すること 2. 若手アカデミーの国際的活動の推進および若手アカデミーにおける国際的活動関連の連絡調整に関すること 3. その他、若手アカデミーの国際的活動に関すること
4	設置期間	<p>時限設置 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</p> <p>常 設</p>
5	備考	※新規設置

●若手アカデミー運営要綱（抄）

〔平成26年10月23日
日本学術会議第204回幹事会決定〕

（その他の下部組織）

第5 若手アカデミーに、運営分科会を置き、若手アカデミーの日常の活動に関する事項を審議する。

2 運営分科会は、代表、副代表、幹事及び若手アカデミー分科会の委員長で構成する。

3 若手アカデミーに、特定のテーマに関する検討を行うため、若手アカデミー分科会を一又は複数置くことができる。

4 若手アカデミー分科会の設置は、運営分科会が幹事会に提案し、承認を得る。また、その構成員については、運営分科会が若手アカデミー会員の中から選考し、幹事会に提案し、承認を得るものとする。

5 若手アカデミー分科会は、提言及び報告を取りまとめ、科学と社会委員会の査読を経て、幹事会に提案し、その承認を得て発出することができる。

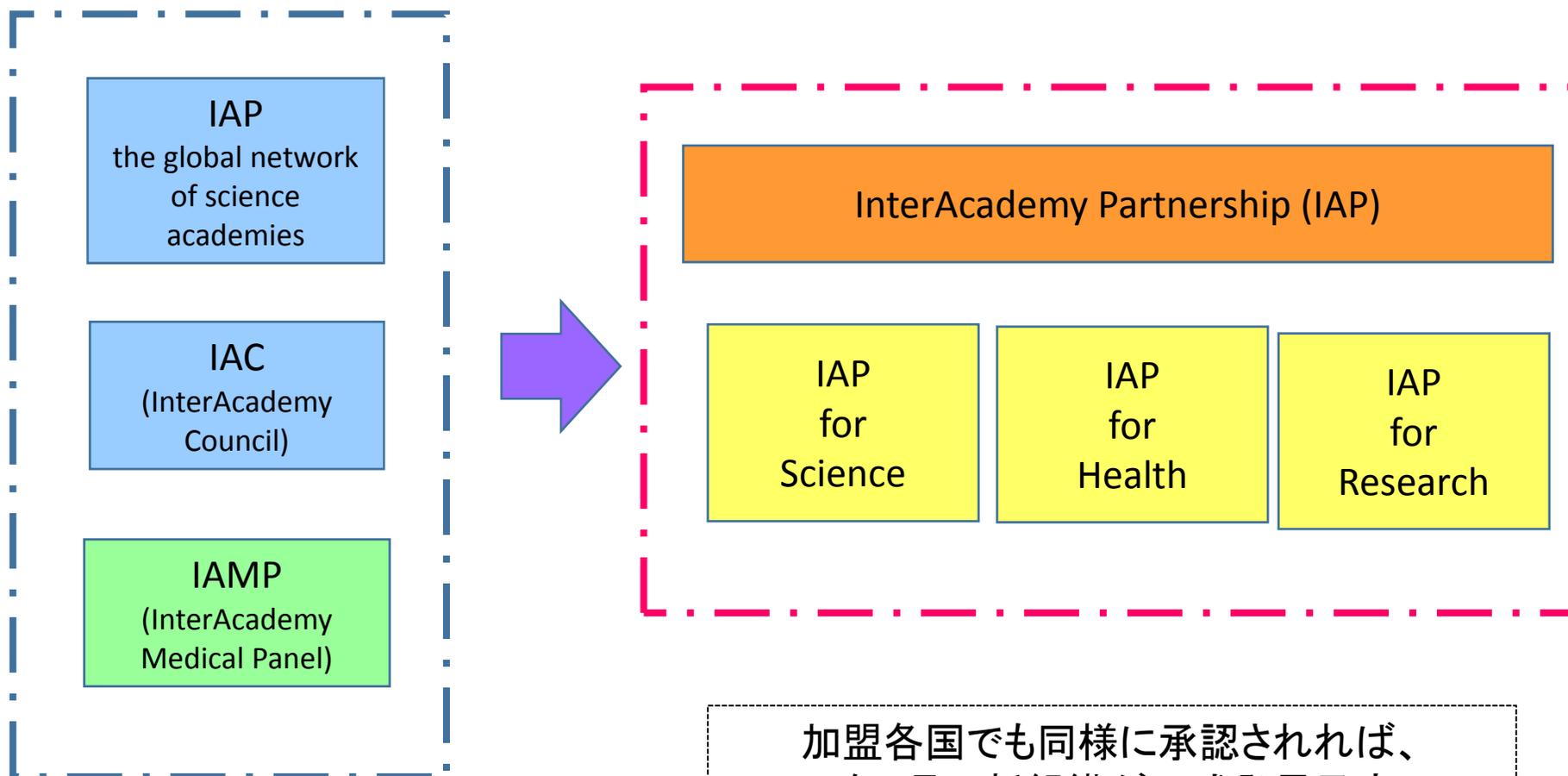
InterAcademy Partnership の設立にむけて

(提案6)

組織統合前

組織統合後

IAP, IAC, IAMPのいずれも分担金を課さない組織。
統合後も当面は、現在のStatutes & Bylaws 等はそのまま維持の予定。



加盟各国でも同様に承認されれば、
16年3月に新組織が正式発足予定。

日本学術会議加入の国際学術団体(45 団体、15 年 8 月現在)

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 1 国際科学会議(ICSU) | 25 国際鉱物学連合(IMA) |
| 2 国際天文学連合(IAU) | 26 太陽地球系物理学・科学委員会
(SCOSTEP) |
| 3 国際生物科学連合(IUBS) | 27 国際自動制御連盟(IFAC) |
| 4 国際純正・応用化学連合(IUPAC) | 28 国際栄養科学連合(IUNS) |
| 5 国際結晶学連合(IUCr) | 29 世界工学団体連盟(WFEO) |
| 6 国際地理学連合(IGU) | 30 国際経済史協会(IEHA) |
| 7 国際科学史・科学基礎論連合
(IUHPS) | 31 気候変動国際協同研究計画
(WCRP) |
| 8 国際理論・応用力学連合(IUTAM) | 32 国際歴史学委員会(CISH) |
| 9 国際純粋・応用物理学連合(IUPAP) | 33 国際薬理学連合(IUPHAR) |
| 10 国際電波科学連合(URSI) | 34 国際社会科学団体連盟(IFSSO) |
| 11 国際測地学及び地球物理学連合
(IUGG) | 35 国際地図学協会(ICA) |
| 12 国際数学連合(IMU) | 36 国際実験動物科学会議(ICLAS) |
| 13 国際生理科学連合(IUPS) | 37 アジア社会科学研究協議会連盟
(AASSREC) |
| 14 太平洋学術協会(PSA) | 38 国際微生物学連合(IUMS) |
| 15 国際光学委員会(ICO) | 39 国際農業工学会(CIGR) |
| 16 国際生化学・分子生物学連合
(IUBMB) | 40 国際北極科学委員会(IASC) |
| 17 南極研究科学委員会(SCAR) | 41 インターアカデミーパネル(IAP)※ |
| 18 宇宙空間研究委員会(COSPAR) | 42 インターアカデミーカウンシル(IAC)※ |
| 19 海洋研究科学委員会(SCOR) | 43 国際土壌科学連合(IUSS) |
| 20 国際地質科学連合(IUGS) | 44 国際社会科学評議会(ISSC) |
| 21 国際純粋・応用生物物理学連合
(IUPAB) | 45 アジア科学アカデミー・科学協会
連合(AASSA) |

【注】※分担金なし

16 年 3 月、上記 2 団体及びインターアカ
デミーメディカルパネル(IAMP)を統合し、
新インターアカデミーパートナーシップ
(IAP)として発足予定



**Memorandum of Understanding
for Cooperation
between
China Association for Science and Technology
and
Science Council of Japan**

The China Association for Science and Technology and Science Council of Japan (hereinafter as the Parties) recognizing the desirability of enhancing mutual relations and fostering links between individual scholars and their associates, wish to enter into an accord of cooperation, whereupon they agree:

1. to exchange publications and inform each other about the academic activities including science and technology meetings and seminars / conferences, etc;
2. to promote collaboration in the fields of mutual scientific interest such as:
 - a) Exchange of scholars, both young and senior, to exchange ideas and information.
 - b) Holding joint workshops / seminars on specific subjects with participation of scientists from each country. The Parties will identify topics of these workshops through mutual consultation.
 - c) Sharing information and experience in advisory activities, and enhancing public understanding of science.

Both Parties shall assist scholars nominated within the Memorandum of Understanding in arranging their research programme and local hospitality in the host institution as per their normal practice.

The present Memorandum of Understanding concluded between the Parties *will come into force after the approval of the authorized bodies and will remain in effect until either side decides to terminate it after six months' notice in writing.*

It may be supplemented by a mutually agreed upon Executive Protocol that will establish the modalities, financial support and other details deemed necessary for the smooth functioning of the MoU.

Signed in *Beijing, China* on *September 7, 2015* in duplicate in English, both texts being equally authentic.

On behalf of the
China Association for Science and Technology

On behalf of the
Science Council of Japan

Professor Qide Han
President

Professor Takashi Onishi
President

提案 8 は資料なし。

(提案9)

○代表派遣:平成27年10-12月期の会議派遣候補者

番号	国際会議等	会 期		開催地及び用務地	派遣候補者 (職名)	備考
			計			
1	世界科学フォーラム (WSF) 2015	11月4日	4 日	ブダペスト	大西 隆 第三部会員 豊橋技術科学大学学長	国際委員会 第3区分
		～ 11月7日		ハンガリー		
2	世界科学フォーラム (WSF) 2015	11月4日	4 日	ブダペスト	花木 啓祐 第三部会員 東京大学大学院工学系研究科教授	国際委員会 第3区分
		～ 11月7日		ハンガリー		
3	第2回宇宙空間研究委員会 (COSPAR)シンポジウム	11月9日	5 日	イグアスフォールス	中村 卓司 連携会員 情報・システム研究機構国立極地研究所副所長	COSPAR分科会 第3区分
		～ 11月13日		ブラジル		
4	国際科学会議 (ICSU)理事会(第2回)	11月18日	2 日	パリ	巽 和行 連携会員 名古屋大学名誉教授	国際委員会 第2区分
		～ 11月19日		フランス		
5	2015年海洋研究科学委員会 (SCOR)執行理事会	12月7日	3 日	ゴア	山形 俊男 連携会員 国立研究開発法人海洋研究開発機構アプリケーションラボ所長	SCOR分科会 第2区分
		～ 12月9日		インド		

提案 10～13、21～22 は資料なし。

提案 14～20 はシンポジウム等関係のため別添 2 を御覧ください。

防災推進国民会議の構成機関への加入について

1. 依頼者

内閣府特命担当大臣（防災） 山谷 えり子

2. 依頼内容

防災推進国民会議の構成機関に加入し、各種活動にご協力いただきたい。

【ご参考】防災推進国民会議について

○趣旨・目的

- ・各界各層の団体のネットワークを活用し、幅広い層の国民の防災に関する意識向上を図る。

○活動の概要

- ・防災に関する国民運動を推進するための活動方針、様々な具体的な取組を決定
例：防災関係者が一堂に会するイベントの開催、パンフレットの作成、ウェブサイト「TEAM 防災ジャパン」の積極的活用（構成団体の活動報告やイベント告知等）
- ・政府から、国民運動に関する協力依頼を要請（ポスターの配布など）

○構成団体・機関一覧（案）

【経済界・労働組合】日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本青年会議所

【地方公共団体】全国知事会、全国市長会、全国町村会

【教育界】日本PTA全国協議会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国子ども会連合会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、国立大学協会、日本私立大学団体連合会、公立大学協会

【学術界】日本学術会議、防災学術連携体

【メディア】日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会

【医療関係】日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会

【福祉関係】全国社会福祉協議会

【消防関係】日本消防協会、全国消防長会、日本防火・防災協会

【障害者団体】日本障害フォーラム（JDF）

【女性団体】全国地域婦人団体連絡協議会

【その他】日本赤十字社、日本財団、日本生活協同組合連合会など

※構成団体・機関の代表者が、防災推進国民会議の議員となる予定。